

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	母子保健事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藍住町は、母子保健事業に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを事前に分析し、このようなリスクを軽減させるために適切な措置を講じることによって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことをここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

藍住町長

公表日

令和8年3月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健事業に関する事務
②事務の概要	母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母子健康手帳の交付、保健指導、訪問指導、健康診査など母子の健康を推進する施策のための事務であり、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1. 保健指導に関する事務 2. 新生児の訪問指導に関する事務 3. 健康診査に関する事務 4. 妊娠の届出に関する事務 5. 母子健康手帳の交付に関する事務 6. 妊産婦の訪問指導に関する事務 7. 低体重児の届出に関する事務 8. 未熟児の訪問指導に関する事務 9. 養育医療の給付または費用の支給・徴収に関する事務 10. こども家庭センターの事業の実施に関する事務
③システムの名称	保健総合システム 住民基本台帳ネットワークシステム 団体内統合宛名システム 中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム、連携サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健事業ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表第70項 行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8項別表70項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条別表95項 (特定個人情報の照会ができる根拠規定) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号別表70項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条別表95項96項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	藍住町保健センター 藍住町福祉課(こども家庭センター)
②所属長の役職名	藍住町保健センター 所長 藍住町福祉課長(こども家庭センター所長)
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	藍住町総務課 〒771-1292 徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前52番地1 電話088-637-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	藍住町保健センター 〒771-1203 徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前32番地1 電話088-692-8658 藍住町こども家庭センター 〒771-1203 徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前32番地1 電話088-692-0805
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年8月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年8月4日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会を行う際は、4情報等による照会を厳守し、対象者の取り違えを防止している。また、手作業が介在する、いずれの局面においても複数人での確認を行うよう努めており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 49の項	番号法第9条第1項 別表第一 49の項 別表第一主務省令 第40条	事後	
令和1年6月26日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	平成27年10月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和1年6月26日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	平成27年10月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	様式変更による追加
令和1年6月26日	IVリスク対策	項目なし	項目追加	事後	番号利用法改正に伴う追加
令和1年10月17日	I 1. ②事務の概要	—	(追加) 10. 母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務	事後	番号利用法改正に伴う追加
令和1年10月17日	I 4. ②法令上の根拠	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条7号、別表第二 26・56の2・87の項 (特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条7号、別表第二 70の項	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条7号、別表第二 26・56の2・69の2・87の項 (特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条7号、別表第二 69の2・70の項	事後	番号利用法改正に伴う追加
令和5年4月1日	I 1. ③システムの名称	—	サービス検索・電子申請機能、申請管理システム、連携サーバー	事前	マイナポータルぴったりサービスからの申請受付に伴う追加記載
令和5年4月1日	IIしきい値判断項目1. 対象人数(いつ時点の計数か)	令和1年10月10日時点	2023/4/1	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月1日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和1年10月11日時点	2023/4/1	事前	
令和5年4月1日	I 1. ②事務の概要	9. 養育医療の給付または費用の徴収に関する事務	9. 養育医療の給付または費用の支給・徴収に関する事務	事後	
令和5年4月1日	5. 評価実施期間における担当部署 ①担当部署 ②所属長の役職名	①健康推進課 ②健康推進課長	①保健センター ②保健センター 所長	事後	
令和5年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	藍住町役場総務課	藍住町役場総務企画課	事後	
令和5年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ 連絡先	藍住町役場健康推進課 〒771-1292 徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前52番地1 電話088-637-3111	藍住町保健センター 〒771-1203 徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前32番地1 電話088-692-8658	事後	
令和5年4月1日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 49の項 別表第一主務省令 第40条	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第一 49項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 40条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条7号、別表第二 26・56の2・69の2・87の項 (特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条7号、別表第二 69の2・70の項	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条8号別表第二 第26、56の2、69の2、70、87項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第30条、第38条の3、第39条、第44条 (特定個人情報の照会ができる根拠規定) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条8号別表第二 56の2、69の2、70項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条、第38条の3、第39条	事後	
令和6年9月3日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 49の項 別表第一主務省令 第40条	番号法第9条第1項別表70項 別表主務省令第40条	事後	番号利用法改正
令和6年9月3日	I 4. ②法令上の根拠	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条7号、別表第二 26・56の2・69の2・87の項 (特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条7号、別表第二 69の2・70の項	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法 第19条第8号 別表70項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条、別表95項 (特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第8号別表70項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条、別表95項、96項	事後	番号利用法改正 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の廃止(令和六年五月二十七日) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の施行(抜粋) (令和六年五月二十四日)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月3日	I 1. ②事務の概要	10. 母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務	10. こども家庭センターの事業の実施に関する事務	事後	組織変更による修正
令和6年9月3日	I 5. ①部署	保健センター	藍住町保健センター 藍住町福祉課(こども家庭センター)	事後	組織変更による修正
令和6年9月3日	I 5. ①所属長の役職名	保健センター 所長	藍住町保健センター 所長 藍住町福祉課長(こども家庭センター長)	事後	組織変更による修正
令和6年9月3日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求申請先	藍住町総務課 〒771-1292 徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前52番地1 電話088-637-3111	藍住町総務企画課政策推進室 〒771-1292 徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前52番地1 電話088-637-3124	事後	
令和6年9月3日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和1年6月1日時点	令和6年8月1日時点	事後	
令和6年9月3日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	令和1年6月1日時点	令和6年8月1日時点	事後	
令和6年9月3日	IVリスク対策 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[○]委託しない	[]委託しない	事後	
令和8年3月30日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	藍住町総務企画課政策推進室 〒771-1292 徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前52番地1 電話088-637-3124	藍住町役場 総務課 〒771-1292 徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前52番地1	事後	
令和8年3月30日	8.人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	記載なし	十分である	事前	様式変更に伴い記載

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月30日	8.人手を介在させる作業 判断の根拠	記載なし	住基ネット照会を行う際は、4情報等による照会を厳守し、対象者の取り違えを防止している。また、手作業が介在する、いずれの局面においても複数人での確認を行うよう努めており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事前	様式変更に伴い記載
令和8年3月30日	11.最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事前	様式変更に伴い記載
令和8年3月30日	11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	記載なし	十分である	事前	様式変更に伴い記載
令和8年3月30日	11.最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	特定個人情報を含む書類や磁気媒体(USBメモリ等)の使用を最小限に制限し、使用時はパスワード保護や暗号化を徹底している。不要になった書類の廃棄時は、特定個人情報が含まれていないか複数人で確認した上で処理しているため。	事前	様式変更に伴い記載